



ってみよう！

毎年9月1日から10日は『屋外広告物適正化旬間です』

屋外広告物！



松戸市お知らせキャラクター
まつまつ

屋外広告物とは

屋外にある、多くの人に向けた看板などのことを言います。

内容が営利的なものであるかどうかに関わらず、公衆に向けて表示されるものであれば屋外広告物になるよ。



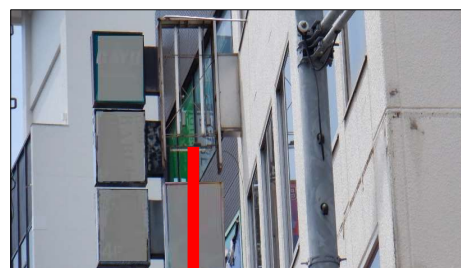
屋外広告物の適正な管理

屋外広告物を設置するときは、原則許可が必要になります。

近年、看板落下事故等が全国的な問題になっており、令和6年に松戸市でも落下事故が発生しています。

事故が発生した場合、**広告物の設置者やオーナーに責任が問われる**ことがあります。

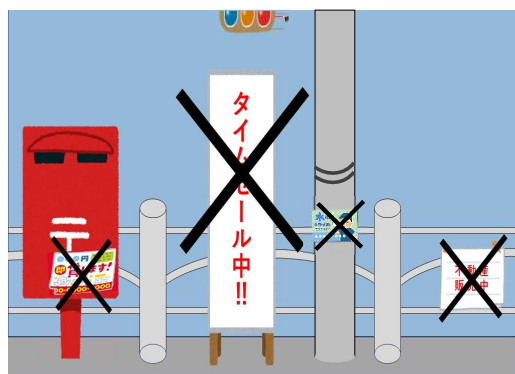
屋外広告物は時間と共に劣化していきますので、**広告物の設置者やオーナーの方は、定期点検等の安全対策**を取るようにしてください。



実際の落下物

松戸市内

屋外広告物のルール



禁止物件

信号機や郵便ポスト、道路の柵などに広告物を設置してはいけません。



許可地域と禁止地域

赤く塗られている箇所及びその周辺や第1種低層住居専用地域などが禁止地域になります。

禁止物件や禁止地域であっても道路標識（安全のために場所を問わず必要なもの）など設置が認められているものも一部あるよ♪



まつまつもポスターを貼っていいか都市計画課に相談してみようかな♪



松戸市屋外広告物ホームページ

(問い合わせ)

松戸市 街づくり部 都市計画課 景観・指導班

TEL 047-366-7372(直通) FAX 047-366-1132 Mail mctoshikeikaku@city.matsudo.chiba.jp